算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された共同企業体。

⑷　平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

㋐　セグメント外径９ｍ以上の密閉型シールドトンネル工事、及びＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積60㎡以上の道路トンネル工事。ただし、「東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務（その１）、(その２)、(その３)」の受注者は、当該工事の施工実績の確認を要しない。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

㋐　セグメント外径４ｍ以上の密閉型シールドトンネル工事、及びＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積40㎡以上の道路トンネル工事。ただし、「東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務（その１）、(その２)、(その３)」の受注者は、当該工事の施工実績の確認を要しない。

③　特定建設工事共同企業体（乙型【施工分担部分を単体又は出資比率により分担して施工する場合】）を構成する場合の単体で施工分担する者又は施工分担部分の代表者

㋐　シールドトンネルを施工分担する者
セグメント外径９ｍ以上の密閉型シールドトンネル工事

㋑　地中拡幅を施工分担する者
セグメント外径９ｍ以上の密閉型シールドトンネル工事、及びＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積60㎡以上の道路トンネル工事。ただし、「東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務（その１）、(その２)、(その３)」の受注者は、当該工事の施工実績の確認を要しない。

④　特定建設工事共同企業体（乙型【施工分担部分を出資比率により分担する場合】）を構成する場合の代表者以外

㋐　シールドトンネルを施工分担する者
セグメント外径４ｍ以上の密閉型シールドトンネル工事

㋑　地中拡幅を施工分担する者
セグメント外径４ｍ以上の密閉型シールドトンネル工事、及びＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積40㎡以上の道路トンネル工事。ただし、「東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務（その１）、(その２)、(その３)」の受注者は、当該工事の施工実績の確認を要しない。

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工を含む）をしている期間とする。

①　専任の主任（監理）技術者が、建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有する者であること。

②　配置予定技術者の工事経験

１）単体及び特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　現場代理人、専任の主任技術者又は監理技術者のうち１名以上（共同企業体を構成する場合は各構成員毎に１名以上）が、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。

ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。また全ての工事経験を同一の者が有している必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを申請書に添付すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

㋐　セグメント外径４ｍ以上の密閉型シールドトンネル工事、及びＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積40㎡以上の道路トンネル工事

２）特定建設工事共同企業体（乙型【施工分担部分を単体又は出資比率により分担する場合】）を構成する場合　現場代理人、専任の主任技術者又は監理技術者のうち１名以上（共同企業体を構成する場合は各構成員毎に１名以上）が、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。

ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。また全ての工事経験を同一の者が有している必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ当該工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを申請書に添付すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

㋐　シールドトンネルを施工分担する者
セグメント外径４ｍ以上の密閉型シールドトンネル工事

㋑　地中拡幅を施工分担する者
セグメント外径４ｍ以上の密閉型シールドトンネル工事、及びＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積40㎡以上の道路トンネル工事

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、申請書提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、申請書提出日に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　次の掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務の履行にあたり配置できること。

①　設計管理技術者　設計管理技術者は、下記の１）及び２)に示す要件を満たす者で、かつ日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

１）下記のいずれかの資格を有する者

㋐　技術士［総合技術監理部門【建設―トンネル】又は【建設―施工計画、施工設備及び積算】］の資格保有者。

㋑　技術士［建設部門【トンネル】又は【施工計画、施工設備及び積算】］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

㋒　ＲＣＣＭ［【トンネル部門】又は【施工計画、施工設備及び積算部門】］の資格保有者。

２）元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績又は設計の業務実績を有すること。

㋐　「密閉型シールドトンネル」の施工実績又は設計業務実績

②　照査技術者　照査技術者は、下記のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

㋐　技術士［総合技術監理部門【建設―トンネル】又は【建設―施工計画、施工設備及び積算】］の資格保有者

㋑　技術士［建設部門【建設―トンネル】又は【建設―施工計画、施工設備及び積算】］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

㋒　ＲＣＣＭ［トンネル部門］又は【施工計画、施工設備及び積算部門】］の資格保有者。